

Title	小泉信三の筆記ノート：堀江帰一「財政学」筆記ノートを中心に
Sub Title	Koizumi Shinzo as a student : lecture notebooks on public finance
Author	池田, 幸弘(Ikeda, Yukihiro)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2016
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.33, (2016.), p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：小泉信三没後五〇年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20160000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小泉信三の筆記ノート

——堀江帰一「財政学」筆記ノートを中心に——

池田幸弘

はじめに

小泉信三の筆記ノートとしては、学生時代にとったノートと、教員になってから手控えとして残したノートと、性質の異なった二種類のものが存在している。⁽¹⁾本論考で扱うのは、前者である。学生時代にとったノートは小泉の特集である本企画からすると、むしろ周辺に属するテーマ群である。小泉がどのような科目を履修したかは小泉研究の観点からも興味ある事柄ではあるが、むしろ、それぞれの講義担当者の学問や当該講義との関係などが主要な関心事となろう。古今東西の筆記ノートでも、誰が筆記したかよりも、誰の講義であったのか、そして講義の中身はどのようなものであるのかに関心の的となっているのである。そういう意味で、本研

究は、小泉研究としてはやや迂回的な関心事を扱うことになろうが、それでも、これらは当時のさまざまな講義の内容を知るには重要な資料である。また、学生小泉にたいするインパクトという側面から受講した講義の内実を知ることが重要であろう。

紙幅の都合上、今回とりあげて紹介するのは、福沢研究センター所蔵の小泉の筆記ノートのうち、ごく一部にとどまるものであることをお断りしておきたい。⁽²⁾ 閲覧したのは、神戸寅次郎「法学通論」⁽³⁾、福田徳三の「社会政策 その他」、そして堀江帰一の「財政学」の三点である。以下、堀江「財政学」を主にとりあげる。残されたノートや、以下脚注で要約的に紹介する神戸や福田の講義についての本格的な論及は別の機会にとりあげることにしたい。堀江を主たる考察対象としたのは、慶応義塾におけるドイツ経済思想の教授という観点から、この講義が格好の分析対象となるからである。その詳細については、論文の最後の部分でふれる。

小泉が慶応義塾予科に進学したのは、明治三十八（一九〇五）年である。二年間の予科を終えて、明治四十（一九〇七）年には本科、政治科に進学している。政治科は、文学、法律、理財と比すると、やや新しい学科で、明治三十一（一八九八）年に設立された。⁽⁴⁾ 小泉が、理財ではなく、政治科を選択したについては、「福田先生の講義を聞くために」という言い伝えがしばしば再生産されている。ちなみに、後には同僚となりまたライバルでもあった高橋誠一郎もまた理財ではなく政治科に学んだ。ひとつ認識しておかなければならないことは、政治もいれて四学科体制で教育がなされていたにせよ、学科ごとの垣根は低かったという事実、これである。政治科のなかで、経済学の教育は一定の比重を持っていたが、その比重がとくに高いとはいえない。脚注で紹介するように、小泉が学生時代に受けた授業には、政治学プロパーのほか、法学系のそれも含まれているのである。

堀江帰一「財政学」筆記ノート

堀江は、小泉の師の一人である。⁽⁵⁾ 財政学筆記ノートは二種類存在している。ひとつは、表紙に「財政学／堀江先生講／政治科二年／小泉信三」（以下、引用のさいは「財政学」筆記ノートとする）と記されたもの。いまひとつは、「財政学 Vol. II／堀江教授講／政治科二年／小泉信三」（以下、引用のさいは「財政学」筆記ノートとする）と記されたもの。みられるように、いずれも二次次に受講した講義であることが知られる。政治科入学は明治四十一年のことなので、講義は翌年、四十一年のものであると考えられる。当該科目は、政治科二次配当と考えられるが、これは小泉自身の「政治科二年」という記載と一致している。ほかに、経済系の科目としては、銀行論、農工経済学、経済学史などが配置されている。

堀江の財政学講義については、義塾関係者をはじめとして、すでに言及がある。高橋誠一郎は、やはり堀江の財政学の受講者だが、堀江の講義に関しては、バスタープルの『財政学』の訂正第三版が使われたと証言しており、これは、堀江自身の述懐とも符合する。高橋の受講は明治三十九年である。原著が刊行されるまでは、堀江はたしかにバスタープルに依拠するところが大きかったのである。また、後の大正年間に入ってからになるが、やはり堀江の財政学講義に列した金原賢之助は、堀江の思想の変化にふれ、これが財政学講義に反映されていたという。つまり、過去に出された教科書にはこう書いたが、いまはそう考えていないと述べる場面があったようである。これは、きわめて重要な回想である。⁽⁶⁾ 今回紹介する筆記ノートは、早い段階の講義であり、同時に、堀江自身の『財政学』出版前のものである。のちに公刊される著書に結実する堀江の初期の

財政思想を表すものとして重要な一次資料であるといえる。

一冊目の筆記ノートの目次は次のとおりである。⁽⁷⁾

第一章 財政の概念

第一節 財政の起源及び性質

第二節 財政と私人経済との関係

第三節 財政と私人経済との異同

第二章 経費総論

第一節 経費の種類及び効果

第二節 経費に関する一般原則

第三節 経費の範囲

第四節 経費の種類

第三章 国家収入論

第一節 歳入の種類

第二節 官有財産並び官業

第三節 土地 農林 鉱山

二冊目の構成は以下のとおりである。ノートの頁付けは通しでなされている。二冊目に目次はないが、およそつぎのような順序で展開されている。

租税論

第一節 租税の定義及び性質

第二節 租税に関する用語

第三節 租税に関する一般の原則

第四節 租税の種類

第五節 租税制度と組織

第六節 列国租税制度の要点

みられるように、それぞれの章がいくつかの節に分かれている。目次部分に続いては、参考文献リストがあり、シユタイン、ワグナー、ザツクスを先頭に、十一點の文献がリストアップされている。⁽⁸⁾

この講義についてまず気づくのは、堀江の著作との関係性である。

多作で知られる堀江には、『財政学』のタイトルを持つ著書がある。この著作の各版を示せばつぎのようになろう。

初版 明治四十二年（一九〇九年）三月

訂正二版 同年四月刊行

三版 明治四十四年（一九一一年）

増訂四版 大正元年（一九一二年）

増訂六版 大正五年（一九一六年）

増訂七版 大正六年（一九一七年）

十一版 大正十一年（一九二二年）

十二版 大正十二年（一九二三年）

これは、大正十二年刊行の第十二版の奥付をもとに、まとめてみたものである。この整理からもわかるように、小泉の筆記ノートは、『財政学』初版に時代的に先行するものである。そして、同書のため重なる改定は、堀江の講義とともに同書が内実ともに拡充していったことを推測させる。実際、以下で示すように、筆記ノートは、『財政学』の原型とみなすことができる。上記は、すべての版を列挙したものではないが、初版と二版の間には、わずかに一ヶ月ほどの刊行時期の差があるのみで、実質的な改変ではないとも考えられる。このため、堀江自身はこれを「訂正二版」と称しているのである。

『財政学』再版序で、この間の事情についてつぎのように述べている。

余が本書を著作したるは、世間多数の著作家が云ふが如き、大なる抱負と目的とを有せるが為に非ず。明

治三十六年来慶應義塾大学部に於て、財政学の講義を擔任し、親しく学生に教授するに當り、稿本に依て口授したる所を筆記せしめて、以て今日に至れるが此方法にては、徒らに時間を費し、労力を靡かすこと多くして然も益するもの大なるを得ざるの嫌いあり、左ればとて他人の著書を教科書に充てんか、往々私見と相違する所ありて、講学上に便なりとせず。自ら一書を刊行せんには、此般の便宜大なるものある可しとして、在来の講義に使用したる稿本の全部に改竄を加へ、著書として世に公にするに至れる次第なり。⁽⁹⁾

堀江の序は、この著書の成立過程を簡潔に語っている。義塾大学部での講義として財政学を講じていること、そしてそのために、講義担当者が稿本を準備しており、それを学生に筆記させていた。そして、筆記が学生にかける負担もあり、教科書の公刊を思い立ったというのである。したがって、本書は野心的な、つまり新しい主張を含んだ著書ではないと、冒頭に断っている次第である。講義担当者のノート、すなわち稿本があり、それをもとに講義はなされていた。そして、稿本にもとづいて著書は刊行されたので、当然のことながら、稿本の一部と対応している学生のノート、すなわちこの場合は小泉のノートであるが、それとのちに公刊され多くの版を重ねた『財政学』とはかなりの重複が予想される。実際、以下でみるように、小泉のノートは、『財政学』のいわば原型とみなされるべき性質のものである。

著書の成立にかかわる堀江の解説については以上みたとおりであるが、明治三十四年、まだ在外研究中の堀江の日記には、講義の稿本の原型とも考えられる草稿についての言及がみえる。同年、九月十八日の日記にはつぎのような記載がある。

ケリー政治論は如何にも詰らなければ中途にて止む。午後雨烈しく降る、財政論起稿、夕刻一寸近傍を散步、夜また雨。⁽¹⁰⁾

同月二十五日には「コーンの財政学中より鉄道の部を読」んだとの記載がある。翌月八日には、租税論に入っており、十月九日の日記には「単税論より租税分配論」の執筆に従事したと書かれている。⁽¹¹⁾また、十一月の日記には再び財政論についての記載がみえる。

晴天、朝、財政論を起草す（相続税に関する各国の慣例）⁽¹²⁾

このように、堀江は日記によれば、アメリカ、イギリス滞在中に、銀行論、貨幣論の執筆を行っており、すこし遅れて財政論の執筆にとりかかったと考えられるのである。堀江は、明治三十四年の十一月十九日には、オランダ経由でドイツに向かうべく、イギリスを離れている。

すでに、堀江の講義にかんしては、その構成を示したところであるが、『財政学』第一編 総論並に国家経費論 第一章は、財政に関する概念 とされており、その第一節、第二節、第三節はそれぞれ、財政の起源並に性質、財政と私人経済との関係、財政と私人経済との異同、とされている。みられるように、章や節のタイトルはほぼ同じで、講義との関係は明白である。堀江は小泉らが聴講した講義を發展させて、著書として公開した可能性が高いのである。

堀江は講義では、これに続けて国家の経費について講じている。ここでも、『財政学』との関係は明らかで

ある。講義のこの部分は第三編 経費論に相当する。この編の構成は以下のとおりである。第一節 経費の性質並に効果 第二節 経費に関する一般の原則 第三節 経費の範囲 第四節 経費の分類 第五節 経費増加の趨勢 最後の第五節に相当する部分は、講義のほうには見当たらない。

転じて、ノートの後半は収入論である。著書では、第二編が国家収入論であり、その第一章第二節が、国家収入の種類とされている。また、第二章第一節が、官有財産並に官業の目的とされており、講義との関係をうかがわせる。

二冊目はさきに構成を示したように、租税論であるが、それに先立ち、国家収入についての続きとして、『財政学』第二編第二章第五節の公益を目的とする官業に対応する形で、鉄道や郵便制度の経営形態について講じられている。

さらに、講義の中身にたちいって、両者の関係を調べていきたい。まずは、財政の概念について述べた講義の冒頭を見てみよう。

吾人人類ガ、原始的狀態ノ生活カラ更ニ一転シ進ムルトキハ必ズ家族等ノ干係カラ一ノ国体ヲ形成シ其国体ノ下ニ於テ協同的生活ヲ営ムニ至ル⁽¹³⁾

この講義の冒頭部分は、『財政学』の次の部分にはほぼ同一である。訂正二版の冒頭部分は、つぎのごとくである。

人類が原始的状态より、更に一步を進むる時には、必ず家族親族等の關係より一群一団を成し、其間に共同の生活を営むを以て、自然の勢いなりとす。⁽¹⁴⁾

たんなる語句の異動を超えて興味深いのは、講義では「国体」なる言葉が使われていて、天皇制を暗黙にあらわす明示的に前提した、財政の定義がなされている点である。「財政学」では、「国体」の二文字は消え、「一群一団」あるいは「共同の生活」と言い換えられている。

さて、堀江の財政学講義は、どのような先行研究に依拠しているのだろうか。講義である以上、さまざまな先行学説を利用することは当然である。これはいまも昔も変わりはないが、以下では、この講義がどのような先行学説によったものなのかを明らかにしてみよう。とくに、ここでは、さまざまな文献のなかでもとくに堀江が依存するところが大きかったと考えられるアドルフ・ワーグナーの財政学体系との關係を中心に考察する。

講義の冒頭部分においては、私経済と財政との類似点や相違点が話題になっているが、この点について、まずは講義でどのような言及がなされているかを確認しよう。堀江は、財政は、物質的な手段によって、非物質的な目的を達成するものとして特徴づけていて、この間の事情をつぎのように述べている。

私人經濟ノ主タル目的ハ有形ノ利益ヲ取得スルニアレ共財政ハ無形ノ利益ヲ挙ケルナリ 以テ目的トス⁽¹⁵⁾

これは『財政学』でもほとんどそのままの形で再生産されている。

私人経済の主たる目的は、有形の利益を取得するに在れども、財政は無形の利益を挙ぐるを目的とする。⁽¹⁶⁾

これらの主張は、ワグナーの財政学に依拠していると考えられる。ラウの財政学にワグナーが改定を施したものを引用すれば、該当箇所はつぎの部分であろう。

財政経済は、物財（貨幣）を調達し、それによって、国家は、強制的共同体にとつての課題を充足するため、とくに非物質的な財を生産する。（「公的組織」、サービス） 国家と財政経済を一つの経済の総体と考えるのであれば、これは主として物質的な財を非物質的な財に転換することにある。⁽¹⁷⁾

実際には私的経済が非物質的な財、サービスを産出し、逆に財政経済が、物質的な財、たとえば、橋や道路を建設することはありうるが、ワグナー⁽¹⁸⁾堀江には、そのような考えはない。公的セクターは、主として、サービスを産出するものと考えられているのである。

これに続けて、講義では、つぎのような形で、私経済と財政との相違点が説明されている。再び、小泉のノートから引こう。

財政ハ強制的性質ヲ有スルニ反シ私人経済ハ任意的性質ヲ有ス⁽¹⁸⁾

これがこの講義で言われている第二の相違点となる。ここでも、媒介として、『財政学』の該当箇所を確認

しておく。以下の箇所がそれにあたる。

第二、財政は強制的性質を有するに反し、私人経済は任意的性質を有す。⁽¹⁹⁾

見られるように、句読点の有無や、カタカナ書き、通常の平仮名書きを不問にすれば、講義中の文章は、そのまま『財政学』に再生されている。この部分も、ワーグナーの財政学に依拠していることが確認できる。

第三の相違とされるのが、国家と私人との生存期間の違いである。講義では、つぎのような説明がなされている。

私人経済ニ於イテハ其主体タル個人ノ生存期限ニ限リアリ 法人の存立期限ニモ亦一定ノ制限アレ共財政の主体タル国家ノ存立期限ハ永遠無窮ノ者ナリ⁽²⁰⁾

『財政学』での表現では、つぎのようである。

私人経済に於ては、其主体たる個人の生存期限に限りあり、法人の存立期限にも亦一定の制限あるに反し、財政の主体たる国家の存立期限は永遠無疆なりとす。⁽²¹⁾

対応するワーグナーの財政学では、つぎのような表現が見られる。

国家の生命は無制限であると想定されている。個々の歴史的に存在した国家が没落したとしても、代わりの国家がその後継者となる。したがって、国家は個々の経済が通常、生命が限られているということでは断念させられていたことも行うことができるのである。⁽²²⁾

いままで見てきたように、堀江の講義やそれを発展させた『財政学』はたしかにワグナーの強い影響下にあることは否定しがたいが、堀江はワグナーの所説にそのままはつたわけではない。以下、具体的な例をあげて、説明したい。

堀江の講義は、強く自身の立場を主張するというよりは、ラウやワグナーの見解を中心にまずは当時の通説と思しきものを学生に教授するという立場を崩していない。ここでは、ラウの総合的見解やワグナーの官業推奨論ともいえる見解が紹介されているが、その紹介はきわめて中立的なもので、官業の是非について積極的な自説を展開していない。しかしながら、それに続く部分では彼自身の所説と考えられる独自の見解も披瀝されている。これは、管見の限りでは、ラウにもワグナーにもない論点である。

財政上立法部ヨリ独立セシメ其束縛ヲ免レシムル者ナレバ官有財産官業の拡張ハ決シテ民主政治ノ主義ト一致スル者ニ非ズ 民主政治ノ主義發達ト共ニ自ラ官業縮小ノ論ヲ生ズルハ当然ナルガ……⁽²³⁾

まずは、官業の立法府からの独立が語られる。形式的、実質的に、たとえばその予算措置などが立法府の意思決定のもとにおかれまた制御されるのであれば、官業は拡張されず、また拡張されたとしても問題とはなら

ないかもしれない。しかし、堀江は、官業が野放図に発展していく可能性が高いと見ているようである。上記の引用のなかで目を引くいまひとつの論点が、政治と経済との関係である。これらの領域は堀江にあっては、不即不離の関係にあると考えられている。まず、民主主義、堀江の言葉でいうところの「民主政治ノ主義」は、政体の問題である。あるいは、政治の問題である。そして、官業の拡張、縮小は、国営企業の是非という、経済の問題である。したがって、これらはそれぞれ別の領域に属する問題だと考えられるが、上記にみられるように、堀江はこれらを密接に関係する問題としてとらえた上で、官業の拡張を批判するのである。つまり、民主主義の世の中になったのであるから、官業のさらなる拡張は考えにくいという論理構築である。管見の限りでは、このような見解はラウやワグナーにはなく、堀江独自の見解であると考えられる。

このような見解がどこから生じたかは、さらなる研究が必要である。ただ、ここでは、堀江にとっては官業の拡大が望ましくないこと、そしてそれが民主政体の発展確立と密接に関係する問題としてとらえられていることを確認するにとどめる。これらは、堀江独自の見解である。

小括

以上の堀江財政学講義ノートの分析によって、得られた結果をまとめておく。かつて、拙論において、ドロツバズの講義ノートを扱ったことがある⁽²⁴⁾。偶然のことながら、そのさい分析の対象とした一八九六年になされたドロツバズの講義ノートは堀江筆である。つまり、同年、ドロツバズの講義に列した学生としての堀江が残した講義ノートということになる。拙論については、つぎのような質問が考えられる。つまり、ドイ

ツ経済思想の影響を受けたドロツパーズの講義であるが、そこから影響を受けた塾生はいるのか。つまり、塾の経済学者にたいするドロツパーズの影響にはいかなるものがあつたのか、という問いである。今回、扱った堀江の財政学講義ノートの分析によって、この問いにたいしては、然りとお答えすることができそうである。以上見てきたように、堀江にたいするドイツ経済思想、とくにワグナーの影響は顕著である。⁽²⁵⁾もちろん、これはドロツパーズの講義にふれたことだけからくるとは考えにくく、外遊にさいしての集書などに伴う成果であるといえよう。と同時に、この答えにたいしては、つぎのような制約も付さなければならぬ。

すでに見たように、堀江は、官業の役割を一定の範囲内で認めつつも、それが立法院の拘束から放たれて、独自の活動することを警戒している。そして、そのような官業のやり方は、民主政体とは元来一致しないとする。今日は、民主主義の時代であるから、官業の過剰な拡張は容認できないとの立場を表明している。これは、重要な指摘であり、堀江が典拠したようなドイツ経済思想やそのほかの欧米の経済思想のなかにはない独自の視点であると考えられる。彼が参照したワグナーなどに比べれば、堀江の立場は自由主義的であるといえる。⁽²⁶⁾

また、このような制約に関連して、本ノートの成立年代について注意を払わなければならない。通説に従えば、堀江は、第二回の洋行後は、著しく社会主義に接近し、経済政策上も介入主義に近い立場をとったとされる。本ノートの成立は、第一回の洋行後の明治四十年である。第二回目の洋行は明治四十三年で、若干の間がある。もし、堀江の国営事業拡張案などが二回目の洋行後であるのなら、本講義はまだ古い時期、初期の堀江の思想を伝えるものといえる。その意味では、さきに見たように、ノートで、堀江が過剰な国営事業の拡張にさいして警鐘をならしているのは、理解できるところである。堀江の思想的変遷は『財政学』の改定プロセ

スを克明に追うことによって、さらに明らかになるかもしれない。この点は、将来の課題として残しておく。

注

(1) 管見の限りでは、このノートが言及されたのは、山内慶太・都倉武之・神吉創二編『アルバム 小泉信三 慶應義塾大学出版会、二〇〇九年がほとんど唯一の機会である。

(2) 以下、今回は小泉の筆記ノートについて、簡単に紹介する。ここでの紹介は、生徒としてのノート、そして学生時代の筆記ノートのみである。以下、順不同に、担当者名と講義名を記す。ここでの紹介は、主として、福沢研究センター小泉関係資料に付せられていたA4二枚からなる整理に依拠していることをお断りしておく(この整理は、塾史資料室時代になされたものと考えられる)。担当者不詳「三角術」、田中一貞「Soziologie von I. Tanaka」、川合貞一「Logic 論理学 川合氏講述」、ウォルター・ウォレス・マクラレン (Walter Wallace McLaren) 「Municipal Government 市政論 By Dr. McLaren」担当者不詳「英文 植民」、中村進午「国際公法論 中村博士講述」、担当者不詳「民法」、泉二新熊「刑法各論 泉先生講」、清水澄「行政法論 清水博士述」、林毅陸「外交史 vol. II、林教授講述」、林毅陸「外交史 vol. III、林教授講述」。神戸寅次郎「法学通論」、福田徳三「社会政策 その他」。上記のうち、泉二、清水は、いずれも東京大学関係者であり、百年史の表現によれば、長らく、憲法、行政法は「東大教授の出張講義」(慶應義塾『慶應義塾百年史』昭和三十七(一九六二)年、一二七(五二九)頁)だったということになる。泉二も、講義がなされた時点では、東大教授の地位にあった。W・W・マクラレンは、『日本政府文書』(Japanese Government Documents)の編者。『明治年間の日本政治史 1867-1912』の著者でもある。なお、最初にあげた「三角術」だけは、予科進学前のものと考えられ、大学の講義とは関係はないと考えられる。以下、神戸寅次郎「法学通論」筆記ノートと福田徳三「社会政策 その他」筆記ノートについては、やや詳しく記す。神戸の授業は、このなかで、予科二年に配置されていた科目と考えられる。ノートに小泉の学年などは記されていないが、小泉が予科に入ったのが明治三十

八年なので、二年配当の科目だとすれば、三十九年の講義だということになる。神戸は、塾が最初に海外に派遣した法学徒であり、塾の法学科の発展に大きく貢献した研究者である。契約法とくに同時履行についてたちいった論及をなした民法学者として知られている。予科の講義ということで専門的な論点の挙示はないのかもしれないが、同時履行論の周辺で、神戸らしい講義内容になっているかどうかは多大の興味を誘う点である。福田はさまざまな顔を持つ経済学者である。あまりに多様な側面を持っているので、改めて福田の思想を総体として評価しようとする、困難に逢着するほどである。福田と小泉との関係については、改めて説明する必要がある。ジェボンズの翻訳に若き学徒であった小泉が従事したのは、福田との関係なしには考えられないし、序文における福田の激賞の言葉は一般にもよく知られている。本筆記ノートは未整理で、複数の講義がそこに混在している可能性もある。ノートの途中で「労働問題…その起源、本質ならびに解決策」と称された部分がある。小泉の筆記には和文と英文が混ざっていて、英文が混ざっていることはその部分の福田の講述が英語でなされた可能性も示唆している。経済学史的な教授もなされていて、とくにドイツ歴史学派、なかでもヴェイルヘルム・ロツシャーにたいする高い評価がさわだっている。「ドイツでも他国でも、ロツシャーの学説の主たる部分を受け入れる経済学者は増えている。したがって、彼の業績は経済学の新しい一時代をあらわすものといえる」(原文英文) というのが、本講義における福田のロツシャー評価である。

(3) 同時履行論という観点からなる神田の再評価については、北居功「神戸同時履行論再考——神戸寅次郎の解釈理論とその現代への再生」、安西敏三・山岩谷十郎・森征一編著『福澤諭吉の法思想』、慶應義塾大学出版会、二〇〇二年所収を参照されたい。

(4) 以下、義塾史、あるいは当時のカリキュラムの実態については、そのほとんどを慶應義塾『慶應義塾百年史』昭和三十七(一九六二)年に負う。

(5) 堀江についてのバランスのとれた評価としては、上久保敏「堀江帰一の人物像・学説・思想」、池田幸弘・小室正紀編『近代日本と経済学 慶應義塾の経済学者たち』慶應義塾大学出版会、二〇一五年所収を見られたい。

(6) 戒田郁夫『西欧財政学と明治財政』関西大学出版部、一九八八年、七一―七三頁。戒田氏は、つぎのように述べて、バスターブルと堀江の講義との関係を強調する。その点で、本稿の視点とは異なっている。バスターブルとの関係については、別の機会に論及するほかない。「若くして自由主義経済学徒としては出発した堀江も、塾生時代にドロップアウトから、また欧米留学の最終地ドイツでは新歴史学派の拠点ベルリン大学で研鑽したのであるから、直接間接その経済思想の影響を蒙らない筈はなかつたであろう。それにもかかわらず、彼が帰国後、当時日本の財政学界に定着しつつあったワグナーらのドイツ財政学のテキストではなく、イギリスのバスターブルのものをテキストに選んだのは、彼の自由主義経済思想に対する信念にゆらぎのなかつたことを示すものである」。戒田郁夫、前掲書、七二頁。なお、この指摘にたいして論評すれば、自著出版前のテキストの選定としては、当該書物にたいする担当者の信頼や理解などは当然のこととして、語種の問題は否定できなかつたと思われる。当時、もちろんドイツ語に堪能な学生はいただろうが、英語で書かれたテキストは学生にとっても便利だつたと考えられる。

(7) 小泉の章や節のナンバリングには若干の混乱があるが、上記の整理では論理的な順序を優先させている。

(8) そして、奇妙なことにバスターブルは参考文献リストには見あたらない。その理由は詳細な考証を必要としよう。以下、堀江があげている文献を列挙する。Lorenz von Stein, *Finanzwissenschaft*, 5. Auflage, 1885-86; Emil Sax, *Grundlegung der theoretischen Staatswissenschaft*, 1887; Adolph Wagner, *Finanzwissenschaft*, 1878-99; Karl Theodor Eheberg, *Finanzwissenschaft*, 7. Auflage, 1903; Gustav Cohn, *System der Finanzwissenschaft*, 1889; Luigi Cossa, *Theory and Method of Taxation*; Charles Bulloch, *Selected Readings in Public Finance*, 1906; Armitage-Smith, *Principles and Method of Taxation*, 1906; Henry Adams, *The Science of Finance*, 1898; Carl Plehn, *Introduction to Public Finance*, 1896; Windthrop Daniels, *The Elements of Public Finance*, 1899. (以上、明らかに小泉あるいは堀江の誤記と考えられるものは、訂正してある。)

(9) 堀江帰一『財政学 全』訂正第二版、明治四二年、序、一頁。以下、引用はすべて訂正第二版による。

- (10) 堀江帰一『堀江帰一全集 第十巻 雑誌論文・日記及書簡』改造社、昭和四年、七五九頁。
- (11) 前掲書、七五九―七六〇頁。
- (12) 前掲書、七六一頁。なお、この点の指摘は、玉置紀夫「堀江帰一のロンドン」、『近代日本研究』第七巻、一九九〇年による。なお、玉置氏は、堀江の社会問題や貨幣・銀行論にたいする関心をフォックススウェルとの出会いに帰着させている。財政学にたいする関心は、どのような形で説明がつくのかは、やはり将来の課題である。前掲玉置論文、五〇頁を参照のこと。
- (13) 「財政学」筆記ノート、二頁。なお、本ノートの読解については、西澤直子氏・横山寛氏の御指導を得たことを付記し、感謝する次第である。
- (14) 堀江帰一『財政学 全』一頁。
- (15) 「財政学」筆記ノート、九頁。
- (16) 堀江帰一『財政学 全』一〇―一一頁。
- (17) Adolph Wagner, *Finanzwissenschaft, mit Benutzung von Rau's Grundsätzen der Finanzwissenschaft, zweite, wesentlich umgestaltete und vermehrte Ausgabe des I. Theils der Neubearbeitung, Erster Theil. Einleitung, Ordnung der Finanzwissenschaft. Finanzbedarf. Privatwerb. Leipzig und Heidelberg, C. F. Winter'sche Verlags-handlung, 1877, S. 14.*
- (18) 「財政学」筆記ノート、一一頁。
- (19) 堀江帰一『財政学 全』一三頁。
- (20) 「財政学」筆記ノート、二三頁。
- (21) 堀江帰一『財政学 全』一五頁。
- (22) *a. a. O.*, S. 15.
- (23) 「財政学」筆記ノート、六二頁。

(24) 池田幸弘「ギャレット・ドロツパースの経済学——ギャレット・ドロツパースとドイツ歴史学派」『近代日本研究』第一四巻、一九九八年、二八二—二五六頁（池田幸弘・小室正紀『近代日本と経済学 慶應義塾の経済学者たち』慶應義塾大学出版会、二〇一五年、第三章として再録）。

(25) 前掲上久保論文や戒田郁夫氏は、バスタープルと堀江財政学体系との親近性を強調している。本文に記したように、私自身はワীগナーとの関係を重視している。バスタープルと堀江の関係については、他日を期したい。戒田郁夫『西欧経済学と明治財政』関西大学出版部、一九八八年。

(26) 詳細な議論は他日にゆだねざるをえないが、当然のことながら、福沢の思想との関係は考えなければならぬ。官への過剰な依頼と、それと並存する恐怖などを強く批判した、福沢と堀江の官業拡充にたいする警戒とは期を一にするところがある。もとより、福沢の官にたいする対応は単純なものではなく、鉄道国営化にかんする是非についてのその所論が伝えるように、きわめて複雑なものであった。前掲上久保論文でも、福沢との関係は指摘されている。

上久保敏「堀江帰一の人物像・学説・思想」、池田幸弘・小室正紀編『近代日本と経済学 慶應義塾の経済学者たち』一二六頁参照。